

京都府生活協同組合連合会（19 会員生協、組合員数 63 万 9290 人）・小林智子会長理事は、2005 年 12 月 16 日、「京都府食の安心・安全推進条例」が全会一致で採択されたことについて、以下のような談話を発表しました。

---

## 京都府生協連会長談話：

### 「京都府食の安心・安全推進条例」の制定について

2005 年 12 月 19 日

京都府生活協同組合連合会会長理事 小林智子

2005 年 12 月 16 日、「京都府食の安心・安全推進条例」が全会一致で採択されました。2004 年 2 月に丹波町で高病原性鳥インフルエンザが発生、前後して府内で卵・野菜・牛肉・魚等についての不適正な表示事件があいつぎ、また BSE にかんする国内検査基準の見直しがおこなわれたことなど、府民の食にかんする不安が募っておりました。このような状況のもとで、京都府が食品の安全性と消費者の安心感の確保にむけた条例を制定したことは、府民の切実な願いをかなえるものとして、心より歓迎いたします。

条例は、「現在及び将来の府民の健康保護」がもっとも重要であるとの基本認識のもとに、最新の科学的知見にもとづき、食品による健康への悪影響を「未然に防止する」という観点から、「生産から消費にいたる食品等の供給に係る行程ごとの各段階に応じて必要な措置」を適切に講じるという考え方の上に立って、具体的な仕組みをつくって取組をすすめていくことを明らかにしています。また食の安心・安全の確保にかんする施策を総合的・計画的に推進するための「行動計画」を策定し、施策の実施状況および評価を毎年公表することを明らかにしていることなど、食品安全行政の推進と事業者・消費者との協働にむけて積極的な姿勢を打ち出しています。

京都の生協は、1999 年、食品衛生法改正にむけた署名活動を開始して以来、食品安全の社会システムの確立をめざして、ねばりよく活動をつづけてきました。国のレベルでは、2003 年 5 月、食品安全基本法があらたに成立したほか、食品衛生法など関連法も改正されました。その後も、当会は、食品安全にかんする課題を「特別に重要なテーマ」として位置づけ、地方公共団体での食品安全行政の強化にむけて、京都の生協のセンターとしての役割をはたしてきましたが、足かけ 7 年にわたる活動が関係者の方がたのご努力とともに「京都府食の安心・安全推進条例」というかたちで大きく実を結んだことを喜びあいたいと思います。

こんごは、「条例をいかす」ために、生協の組合員・役職員がいっそう積極的に役割をはたしていくことが必要だと考えています。

以上